

オホーツク地域新規学卒者等地元就労・定着促進事業委託業務 実施要領

1 委託業務名

オホーツク地域新規学卒者等地元就労・定着促進事業委託業務

2 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症の広がりにより、雇用への影響が懸念されている中で、本年7月時点での有効求人倍率は、4か月連続で1倍を割り込んでいるなど、就職希望地として地元志向の強い高校生にとって、厳しい状況となっている。また、道内の多くの地域で人口減少による労働力不足や新規学卒者の早期離職が依然として続いているなど、若年労働者の職場定着を促進することが、オホーツク地域においても課題となっている。

こうした状況を踏まえ、新規学卒者が適格に職業選択を行い、卒業後安定的に働くことができるよう、就職段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若年労働者の職場定着を促進することは大変重要であることから、進路を決める前の高校1～2年生を対象に、地元企業や仕事の認知度向上を図り、地元への就職志向の強い若者が、長く安心して地元で働くことができるよう、「じもと×しごと発見フェア」（地元企業展示会）を開催する。

3 業務の内容

(1) じもと×しごと発見フェア（企業展示会）の開催

ア 業務内容

若者の職場定着に向けては、就職活動を始める前に、地域の仕事や企業について情報収集し、志望職種や企業を的確に絞った上で、就職活動を行うことが重要であることから、地元の企業が一堂に会して、事業紹介や商品展示などを行うことにより、高校生に必要な情報を広く発信するフェアを開催する。

なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じることとする。

イ 支援対象

就活前の学生（高校1～2年生）

※産業・職業理解による勤労観や職業観の醸成を促すとともに、地元企業を広く知った上での就職活動による就職後の職場定着を促す（採用選考活動は不可）。

ウ 実施時期・場所

令和2年12月～令和3年2月・網走市内

エ 参加企業

既卒者を含めた学卒求人を出しており、翌年度以降に求人を予定している地元企業

オ 実施規模

参加学生数 網走市内及び周辺地域の高校1～2年生 200名程度

参加企業数 20～30社程度

カ 実施概要（基本形）

下記（ア）（イ）を一会場で実施

（ア）地元産業・企業理解ポイント講座

次の内容のセミナーを実施し、展示会の効果的な実施に繋げる

- ① 商工団体等が地元産業の魅力について講義
- ② 企業情報の見方など企業理解を深めるためのポイントについて講義

（イ）地元企業展示会

会場に企業や業界団体等の個別ブースを設け、自社の業務や商品を説明する

- ① 自社商品の展示により、働く内容をより身近に感じることができる内容とする
- ② 地元企業で働く先輩社員がブースで説明することも想定
- ③ 事後アンケートの実施（参加学生・参加企業）

(2) 報告書の作成

上記（1）における成果報告書を作成すること。

（提出部数）

- ・紙媒体（A4判）：10部
- ・電子データ（CD-ROM若しくはDVD-ROM）：正副2枚

4 成果目標

- (1) アウトプット 延べ参加学生数 200人
- (2) アウトカム 本事業に参加した地元企業への就職者増加数 10人

5 事業実施上の環境等への配慮

当該事業において開催するセミナー等については、道が策定した「北海道エコイベント指針」に基づいた環境に配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から「3つの密」が重ならないなど適切な措置を講ずるものとする。また、道が提唱する「北海道スタイル」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染リスクを低減させる取組はもとより、イベント等の開催制限など道の「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づく事業実施体制に留意すること。

6 企画提案者の参加資格要件

- (1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。
- (2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - （イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - （ウ）消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に基づく届出
 - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

7 委託期間

契約締結日から令和3年（2021年）3月19日まで

8 予算上限額

- 1, 763千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）